

那 霸 市 公 報

第 1 6 5 2 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 指定緊急避難場所の指定 (総務課) 936
- 指定避難所の指定 (総務課) 938

◇ 公 告 ◇

- 平成 26 年度那覇市人事行政の運営等の状況 (人事課) 940
- 住民票の職権消除の公示について (ハイサイ市民課) 964
- 都市公園の設置及び供用開始について (公園管理課) 964
- 会議開催の公告について (商工農水課) 966
- 指定管理者の募集について (商工農水課) 967
- 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 969
- 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) 970

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について 971

◇ 監査委員公表 ◇

- 包括外部監査の結果に基づき講じた措置について (公表) 972

那 覇 市

包括外部監査に基づく改善措置状況総括表

【平成25年度テーマ】

公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について

指摘の件数	意見の件数	措置状況		
		改善の必要性	処理区分	件数
—	139	要	改善済み	10
			改善取組中 (A)	87
		不要	—	42

平成26年度措置状況	処理区分	件数
	改善取組中 (A)	87
	改善済み (B)	50
	継続取組 (A)-(B)	37

第1号様式 (第3条関係)

		(平成25年度)			外 部 監 査 改 善 措 置 票		票			
ID	所管部署	頁番号	指商区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
3	企画調整課	33	意見	③利用料金制度について ・利用料金算定方法が使用料金直し指針に基づいていない施設がある。 ・施設の新築引当金割合について4分額率の相違基準、受給者負担割合の算定方法などを客観的に判断することができるようチェックリストなどを整備して適用する必要がある。 ・使用料については、指定期間終了時など、一定期間ごとの見直しが必要である。	H26年度	要	【花とみどり課】 利用料金については、消費税引き上げに合わせてH26年度中に既定方針に従い、原価算定を明確にし、見直しが必要であれば、平成27年4月に向け料金改正を要する。	平成27年度	【花とみどり課】 利用料金の見直しを図り、平成27年4月に料金改正を実施。	改善済み
4	企画調整課	37	意見	施設の新築引当金割合について4分額率の相違基準、受給者負担割合の算定方法などを客観的に判断することができるようチェックリストなどを整備して適用する必要がある。 ・使用料については、指定期間終了時など、一定期間ごとの見直しが必要である。	H26年度	要	【花とみどり課】 使用料については、指針で原則的に4年ごとの改正になっており、それに準じて見直す。	平成28年度	【花とみどり課】 平成28年度に見直しを図った。今後も指針に基づき4年ごとに見直す。	改善済み
8	行政経営課	40	意見	・評価項目、採点項目を明らかにした上で、審査員が何に重点つけたのかを市民に公表することが望まれる。 ・運営委員会については、公認会計士や税理士など会計に精通する者も加えるべきであろう。	H26年度	要	【こと政策課】 「指定管理者制度に関する運用指針」を参考に公表様式を見直し、運営委員会において各委員への配分又は了解を得たうえで公表するよう改善したい。	平成27年9月31日	「指定管理者制度に関する運用指針」に関連する参考様式等で示された公表様式で、運営結果を公表した。	改善済み
9	行政経営課	40	意見	・運営委員会については、公認会計士や税理士など会計に精通する者も加えるべきであろう。	H26年度	要	一部の指定委員会においては、財務に関する専門家を委員として任命しております。今後、全ての運営委員会に財務に関する専門家を加えることについては、他都市の調査を行います。	平成27年9月31日	他都市調査の結果、運営委員会の財務知識の差が可能な場合もある。これを念じてH27年9月31日任命した本市では、指定管理者制度導入の段階で34施設に会計に精通する者が加わっていた。今後も必要に応じて会計に精通する者を加えていく。	改善済み
10	行政経営課	40	意見	①モニタリングの重要性 ・モニタリング評価結果については、情報公開されなければならない。	H26年度 H27年度	要	年度内を目的にモニタリングに関する基準の作成に取組んでおります。評価結果については、市ホームページ等で公表を行う予定となっております。	平成27年度	評価結果を公表することとしたモニタリング関係規程を平成26年8月に策定した。	改善取組中
11	行政経営課	41	意見	②監査対象指定管理者のモニタリング状況について ・収支書類となるような決算書の提出を速やかに求め、実施に即した収支が記載された決算書が提出されることとされたい。	H26年度	要	各施設管理課において、指定管理事業に即した決算書を作成するよう指定管理者と調整し、年度終了後に提出される事業報告書で確認を行うこととしております。	平成27年度	収支決算書の参考書式を定めモニタリング関係規程を平成26年8月に策定した説明会を行った。	改善取組中
12	行政経営課	41	意見	・施設によっては、モニタリング項目がやや抽象的になっており、評価項目として十分とはいえない。	H26年度	要	年度内を目的にモニタリングに関する基準の作成に取組んでおります。評価項目については、項目を具体的にあげることとしております。	平成27年9月31日	モニタリング関係規程を平成26年8月に策定し、評価項目を具体的に策定した。	改善済み
13	行政経営課	42	意見	・指定管理者の従業員の実働を正確に把握すべくモニタリングを充実させるべきである。	H26年度	要	【まちづくり整備推進課】 ・職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について事業報告を改め把握すると共に、その実態を踏まえ、適切な勤務条件、賃金水準であるかなどに検討を加える。	平成26年度末	職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について事業報告を受けた。報告された事項は人材確保、育成のため、平成28年度以降の指定管理料算定に活用したい。	改善済み
14	行政経営課	43	意見	③第三者評価制度について ・施設のサービス内容について専門的知見を有する外部有識者などの視点を導入することも重要だと考えられる。 ・指定期間終了時には必ず外部評価を導入することが望ましい。	H26年度	要	中としてモニタリングに関する基準を統一した上で、モニタリング制度の向上に努めていきたいと考え、平成27年度にモニタリングの改善状況等の確認を踏まえ検討したいと考えております。	平成29年度	平成26年6月にモニタリング関係規程を策定した。	改善取組中
15	行政経営課	43	意見	②収支等決算書の様式が統一されていない	H26年度	要	年度内を目的に整備します。	平成27年9月31日	指定管理者モニタリング関係書式風の中で統一した様式を定めた。	改善済み

ID		所管部署	頁番号	指図区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	外 部 監 査 改 善 措 置	理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
(平成26年度)												
16	まちづくり 行政経営課	44	意見	③収支差込集書の作成方法に不備がある。 ・収支差込集書に記入漏れがある ・収支差込集書の中に指定管理者自身に対する「委託費」が含まれている。	H26年度	要	改善計画文は改善が不要な理由	各施設管理において、指定管理事業に即した決算書を作成する。また、指定管理事業と関連した年度終了後に提出される事業報告書で確認を行うこととしております。	平成27年9月31日	各施設管理において事業報告書にて確認を行った。尚、平成26年8月1日より、施設管理費を決定し平成27年度(対象は平成26年度)のモニタリングにあたっては、	改善取組中	
17	行政経営課	44	意見	④収支差込集書の支出項目に指定管理事業の実態が伴わない項目がある。	H27年度	要	平成27年度モニタリング(対象は平成26年度)にて確認を行う。	【市民スポーツ課】平成26年度の収支差込集書において、指定管理事業の支出項目には支出項目が削除し、指定管理業務における収入と支出を明確にすることをした。	平成27年度中	(市民スポーツ課)平成26年度の収支差込集書において、指定管理業務の支出項目には支出項目が削除し、指定管理業務における収入と支出を明確にすることをした。	改善取組中	
18	行政経営課	51	意見	・5つの視点で検討してもなお、直轄による管理が市民の福祉向上の達成にふさわしいと判断できる場合以外は、原則として指定管理者制度を導入すべきである。	H26年度	要	運用方針において、市が直営している施設においては、常に当該施設のあり方について検証し、指定管理業者制度を適用することが適当であると判断した場合は、この運用方針に存在することにより、指定管理業者制度へ移行するものとする。この方針に従い、各施設管理において指定管理業者制度導入を検討しております。	平成30年度	運用方針に従い指定管理者制度の導入に取り組みしている。平成26年度は、公民館2館、児童館1館へ指定管理業者制度を導入した。今年度も当該施設に関する運用方針に従い指定管理者制度の導入の推進に取り組みしていく。	改善済み		
20	まちづくり 協働推進課	61	意見	(那覇市NPO活動支援センター 事業の浸透性及び効果について) NPO・市民活動に関する相談事業、情報収集及び提供が事業内容であることを、条例上も明記すべきである。	H26年度	要	【各施設管理】 ・事業報告書の第1項(1)の資金繰りに関する事項を、事業報告書の表紙から表紙を改めること、事業全体の内容を網羅する。 【業務改善】 ・平成26年度において、前年の事業計画の目直しを行い、事業報告書を作成し、且、体務として、コミュニケーションビジュアルの更新、企業向けNPO講座を実施する。	(毎期)「公民館施設管理プラザ」開業に伴う新条例制定時。	平成27年4月1日移行の「公民館施設管理プラザ」開業において、該当事項を整理、明記した。	改善済み		
21	まちづくり 協働推進課	61	意見	(那覇市NPO活動支援センター 事業の浸透性及び効果について) ・条例上、事業が明確に定められている以上、事業を遂行すべきである。	H26年度	要	【業務改善】 ・平成26年度において、前年の事業計画の目直しを行い、事業報告書を作成し、且、体務として、コミュニケーションビジュアルの更新、企業向けNPO講座を実施する。	企業設備のメンテナンスを新たに実施した。企業向けNPO講座への参加と企業との社会的責任(SR)意識を高めることを目的にアンケートを行った。	平成26年度末	企業設備のメンテナンスを新たに実施した。企業向けNPO講座への参加と企業との社会的責任(SR)意識を高めることを目的にアンケートを行った。	改善取組中	
23	まちづくり 協働推進課	63	意見	(那覇市NPO活動支援センター 利用時間や利用料金について) 条例上には利用時間の目安を定める必要がある。利用時間の要項には市庫の承認も要求すべきである。会費等の利用料金は、現在の低額な料金を維持することとは合理的ではなく、無料とするか、指定管理者へのインセンティブや利用者への便益に対する相応償負担の適量から、やや値上げすることを検討すべきではないか。 コピー利用料金、機材貸出料金についても、条例上明記すべきである。	H26年度	要	【利用料金】 ・利用料金が低額となっているのは、多くの方が容易に利用できるという趣旨から設定されたものであるが、便宜(受益)に対する利用者負担のあり方、管理者へのインセンティブ付与の観点等も含め、適切な利用料金のあり方を改めて検討していきたい。	アンケートと集計を示しに企業の社会的貢献を推進する研修・自主事業を推進する。	平成27年度末	企業設備のメンテナンスを新たに実施した。企業向けNPO講座への参加と企業との社会的責任(SR)意識を高めることを目的にアンケートを行った。	改善済み	
26	まちづくり 協働推進課	66	意見	(那覇市NPO活動支援センター 職員の状態について) 職員の雇用形態、勤務体制、業務内容についても、詳細に事業報告すべきであり、市はこの点を把握すべきである。	H26年度	要	【職員状況】 ・職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について事業報告を求め把握すると共に、その実態を踏まえ、適切な勤務条件・賃金水準であるかを等しく検討を加える。	【職員状況】 ・職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について事業報告を求め把握すると共に、その実態を踏まえ、適切な勤務条件・賃金水準であるかを等しく検討を加える。	平成26年度末	職員の雇用形態、勤務体制、業務内容について事業報告を受けた。賃金された事項は人材確保、育成のため、平成28年度以降の指定管理料算定に活用したい。	改善済み	
27	まちづくり 協働推進課	75	意見	(那覇市NPO活動支援センター 職員の状態について) 自治会からの要望を受けているが委託を伴わず、事業の有効利用の観点からも利用状況の正確な把握に努めるべきである。	H26年度	要	【利用状況】 ・市民利用促進の観点から、各指定管理業者から報告を受けているが、指定管理のあり方、自治会自身も利用促進の観点から、委託を伴わずに事業報告を求め把握すると共に、その実態を踏まえ、適切な勤務条件・賃金水準であるかを等しく検討を加える。	【利用状況】 ・市民利用促進の観点から、各指定管理業者から報告を受けているが、指定管理のあり方、自治会自身も利用促進の観点から、委託を伴わずに事業報告を求め把握すると共に、その実態を踏まえ、適切な勤務条件・賃金水準であるかを等しく検討を加える。	平成26年度末	自治会からの使用のみならず、全ての世帯、収入金額、団体数、利用者人数を記載している。(実施済)	改善済み	

(平成25年度)										
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
29	商工農水課	81	意見	(那覇市IT創造館 収支の状況について) 一般管理費と委託費の扱いを修正し、指定管理者の事業に係る損益をより適正に表示することが必要である。	H26年度	要	収支決算の作成については、一般管理費を計上するべきでない旨指導し、確認を行う。	平成27年3月31日	指定管理者に対し指導を行い、平成27年5月31日に提出された平成26年度実績報告書において確認したが、一部改善の余地がある。指定管理者への指導を強化し、徹底して実施する。	改善最組中
30	商工農水課	82	意見	(那覇市IT創造館 事業の評価について) モニタリング評価を着実に実施されることが必要である。ある程度の専門性が必要な施設においては、指定期間満了時など一定期間ごとに外部の専門家による評価を実施することもある。	H26年度	要	モニタリング評価について着実に実施する。又、外部の専門家による評価については、予算がともなうものではないことから、平成26年度内に今後の方向性を決定する。	平成27年3月31日	那覇市指定管理者のモニタリングを平成27年度から実施することとした。外部専門家による評価は、運営審議会において行うこととした。	改善最組中
32	商工農水課	87	意見	(那覇市伝統工芸館 収支の状況について) 指定管理料は、ビル共益費に相当する金額が機械的に設定されているが、本来は、工芸館に係る利用者への満足度を高める限り充足させようとする観点から指定管理料の水準を決定することが必要である。	H27年度	要	モニタリング評価結果を8月を日誌に市民に向けて本市ホームページ上で公表する。	平成27年8月31日	—	改善最組中
33	商工農水課	92	意見	(那覇市ぶんかテンプス館 事業の状況について) 自主公演や体験学習の機会を拡大するためにも、ニーズの把握や事業評価は必要である。モニタリングは、例えばO×M式やH26年度など短いサイクルで実施する必要がある。	H26年度	要	指定管理料の配分については、一部改善の必要があったため、次回集積にかかると業務仕様の改善が収入等の確保に貢献し、今後の改善を促進している。H29年度より指定管理料集積及び指定管理のあり方について、更なる改善の検討をおこなう。	平成26年3月31日	H27年3月に締結した業務仕様書により、指定管理者の収入が目込まれ、利用者の満足度を満たすサービスが提供できるように改善を実施した。H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の成果を受けて検討する。	改善最組中
34	商工農水課	94	意見	(那覇市ぶんかテンプス館 決算の状況について) 年2回程度は担当者以外の者と交代し、実数調査を継続し、財務実態との一致を確認することが必要である。また、事業別の損益を把握できるような管理上の仕組みを整える必要がある。	H26年度	要	H29年度指定管理者募集時に、H27・H28年度の成果を受けて検討する。	平成26年3月31日	—	改善最組中
35	福祉政策課	102	意見	(那覇市社会福祉センターについて) 指定管理者のおかれた環境をできるだけ競争可能な状態に導くことにより、現状よりも競争力のある事業者を確保する必要がある。	H26年度	要	モニタリングにおいて、自主公演や体験学習の機会を拡大するためにも、業務仕様書にある業務の履行・開始を確認する。また、履歴の見直しをわかりやすくモニタリング表を作成し、7月実施予定。	平成26年7月31日	モニタリング率については、O×M式にして平成26年7月15日にモニタリングを実施した。	改善済み
36	ちやーがんじゅく課	102	意見	(金成老人会の家について) 指定管理者に対する利用機会をできるだけ公平にする。あるいは、老人福祉の必要度の高い高齢者へのサービスをより充実させることが、老人福祉センターの利用機会にありとなく、他地域の納税者を納税させるのにも有用と考える。	H27年度	要	現金出納の確認について決算時の他に年2回程度出納確認をおこなうよう指導する。また、事業別の損益把握のためにも、事業別の収支報告書の作成を指示する。あわせて、仕様書に付帯仕様書もつけ、出納管理を指導していく。	平成27年3月31日	平成26年度監査の指摘を受け、すみやかに指導、指示を行った。 平成26年7月15日のモニタリングにおいて適切な決算確認に取り組んでいく。	改善済み
					H26年度	要	現業集積項について現指定管理者以外の者が参入するものに配慮があるものではないが、現指定管理者から提出された決算書では他の事業を含め記載しているため、今後は表記の方法について協議を行うものとする。	平成26年度	H26.5.22 平成26年度の決算書は、小津・職名の児童館・老人会の家に関する事業を切り離し、当該事業だけの決算書を作成した。	改善済み
					H27年度	要	指定管理者に対し、利用機会の公平等について改善を促すよう文書等の指導を行い、改善状況を確認する。	平成27年3月31日	総合福祉センターの指定管理において改善を促している。	改善最組中
					H27年度	要	引き続き指定管理者に対し、改善を促すよう文書等の指導を行い、確認する。	平成28年3月31日	—	改善最組中

(平成25年度)											
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	措置	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
38	障がい福祉課	108	意見	<p>（那覇市精神障害者地域生活支援センター 事業の妥当性及び実施状況について）</p> <p>今後の相談事業を効果的・効率的に行うためにも、相談内容の集計を取るべきであらう。利用者へのニーズを適切に把握する等して、利用者撤回を目指す必要がある。</p>	H26年度	要	<p>相談内容の集計は月毎に把握しており、障がい別、相談方法別、内容別に内訳を記載した報告書があるため、それを活用して相談事業を効果的・効率的に進めていく。利用者へのアンケートは平成25年度実施していないが、「報告書」という形で利用者個人からの意見は常に収集している。掲載のあった内容については月に1度の利用者ミーティングでスタッフ及び利用者（主に）と共有し、対応を図っている。今後も「報告書」活用し、現利用者のニーズ把握も行い、利用者確保に努めていく。</p> <p>また、平成28年度から新しい事務所に移転したため、地域とパソコンネットワークの配布等も連絡することにより情報を周知し、新規利用者の開拓に繋げていく。</p>		平成27年3月	相談内容の集計については引き続き報告書を活用し利用者ミーティングを通して改善策を協議、実行しているところである。若しくは自治会のイベント等において、パソコンフレットの配布等を積極的に行っている。	改善済み
39	障がい福祉課	109	意見	<p>（那覇市精神障害者地域生活支援センター 決算の状況について）</p> <p>予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに求め、実績に即した正確な支出明細書の記載された支出明細書の提出を求めるべきである。</p>	H26年度	要	平成28年度決算から詳細な支出明細書の提出を求め、支出明細書の作成について、指定管理者へ指示済み。		平成27年3月	平成28年度決算報告書にて報告を受け確認済み。	改善済み
41	障がい福祉課	115	意見	<p>（那覇市障がい者福祉センター 指定管理者について）</p> <p>主たる事務所を置くとしても、市との間で、事務所スペースについて、正式な賃貸契約を締結すべきである。</p>	H26年度	要	目的外使用許可等の検討する（那覇市公有財産規則第31条）、身体障害者福祉協会及び関係各課（総務部等）との調整を行う。		平成27年3月	平成28年11月1日から行政財産目的外使用許可を行った。	改善済み
42	障がい福祉課	116	意見	<p>（那覇市障がい者福祉センター 事業の妥当性及び実施状況について）</p> <p>条例上、障害福祉サービスが、障がい者福祉センターが行う事業である旨明記されていることを留意すべきであり、条例通りの運用を行うべきである。詳細な相談事業の集計を取るべきである。</p>	H26年度	要	那覇市障がい者福祉センター系列第3条第1項第2号において、障害者総合支援法第5条第1項に規定する、当センターの指定管理者である那覇市障害者福祉協会は、平成26年度より新たに取組む障害福祉サービス事業を具体的な事業実施方針に定めており、事業実施に必要な事業所指定手続を進めている。よって平成26年度中には障害福祉センター事業を実施できる見込みである。 <p>平成28年度から詳細な相談件数を集計し、実績の報告を受ける。</p>		平成27年3月	平成28年8月1日から障害福祉センター事業を実施。相談記録、件数集計等を確認した。	改善済み
43	障がい福祉課	117	意見	<p>（那覇市障がい者福祉センター 決算の状況について）</p> <p>予算と同額となるような支出明細書の提出を速やかに求め、実績に即した正確な支出明細書の記載された支出明細書の提出を求めるべきである。光熱費について徴収しているのであれば、光熱費徴収についての収入を計上すべきである。</p>	H26年度	要	平成28年度決算から詳細な支出明細書の提出を求め、支出明細書の作成について、指定管理者へ指示済み。		平成27年3月	実績に即した収支決算書の提出を受け確認した。	改善済み
45	ちやーがんじゆう課	124	意見	<p>（那覇市安楽福祉施設 施設の使用状況について）</p> <p>施設の適切な維持管理修繕が使用者によって、計画通り進捗しているか定期的に検査する必要がある。大規模修繕に備えて日本赤十字社沖縄県支部は、余剰金を積み立てられているかどうかについても定期的検査が必要である。</p>	H26年度	要	平成27年度に予定している社会福祉施設指図書等に積立計画書の提出を求め検査を行う。		平成28年3月31日	平成27年度中に社会福祉施設指図書等において検査実施予定。	改善取組中
					H27年度	要	平成27年度に予定している社会福祉施設指図書等に積立計画書の提出を求め検査を行う。		平成28年3月31日	—	改善取組中

(平成25年度)		外 部 監 査 改 善 措 置 票			票				
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
46	ちやーがんじゆう課	124	意見	（那覇市安斎複合施設 利用料金について） 安斎老人館の家及び安斎児童館については、他の老人福祉センター、老人館の家、児童館と同様に利用料金を徴し、指定管理者が利用料金を活用することを前提とした指定管理料を積算すべきである。	要	実例改正により平成24年4月から利用料金制にしていくが、指定管理料に利用料金を積算していないため、次期（H29～H33予定）指定管理者選定作業の際に積算する。	平成29年3月31日	実績報告等で状況を確認している。	改善要組中
47	ちやーがんじゆう課	125	意見	（那覇市安斎複合施設 人件費について） 業務に当たった適正な人件費の計上を見積もって積算すべきである。	要	次期（H29～H33予定）指定管理者選定作業の際に積算する。（指定管理指針に全戸的な取扱いがある）	平成29年3月31日	—	改善要組中
48	ちやーがんじゆう課	125	意見	（那覇市安斎複合施設 資金収支内訳表について） 収支状況が適正に表示されていない決算書を定める必要がある。	要	次期（H29～H33予定）指定管理者選定作業の際に積算する。	平成29年3月31日	実績報告等で状況を確認している。	改善要組中
49	ちやーがんじゆう課	133	意見	（那覇市末吉老人福祉センター、那覇市盛川老人福祉センター、那覇市社老人館の家、施設利用料について） 障害者用トイレについては、利用者がいつでも快適に利用できるように、整備すべきである。開設時、配膳により取得し、現在使用不能となっているソーラーシステム設備の撤去について、施設の有効活用の面から検討を要する。多額の廃破設備等を設置する場合は、使用可能期間、維持管理費、除却費用等も検討すべきである。	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求める。 引き続き指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成27年3月31日	平成27年3月31日付で改善通知を発送。	改善要組中
52	ちやーがんじゆう課	136	意見	（那覇市末吉老人福祉センター、那覇市盛川老人福祉センター） 指定管理者が老人館の家、施設利用料について利用料金制において、指定管理者が利用料金を活用することを前提とした指定管理料を積算すべきである。	要	障害者トイレについては改善するよう指導し改善を奨励する。 ソーラーシステム設備の撤去については、多額の費用を要するため現状では撤去は難しい。関係部局を交えて検討する。 ソーラーシステム設備の撤去については、多額の費用を要するため現状では撤去は難しい。予算措置に向け関係部と調整する。	平成27年3月31日	トイレに関しては平成27年3月31日付で改善通知を発送。	改善要組中
53	ちやーがんじゆう課	137	意見	（那覇市末吉老人福祉センター、那覇市盛川老人福祉センター、那覇市社老人館の家、施設利用料について） 指定管理者の提出する事業報告書が適正に作成されるよう指導すべきである。	要	指定管理料に利用料金を積算していないため、次期（H29～H33予定）指定管理者選定作業の際に積算する。 ※上記の平成26年度改善計画における指定管理者選定作業時期について、期間満りのため H29～H33予定日を「H31～H35予定」として平成27年度より修正記載。	平成27年3月31日	実績報告等で状況を確認している。	改善要組中
54	ちやーがんじゆう課	137	意見	（那覇市末吉老人福祉センター、那覇市盛川老人福祉センター、那覇市社老人館の家、施設利用料について） 備品台帳を整備し、定期的な現物と突き合わせ実在性を確認する必要がある。	要	平成26年度決算から詳細な支出明細書の提出を求める。 引き続き指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成27年3月31日	平成27年3月31日付で改善通知を発送。	改善要組中
					要	備品台帳を整備するよう指導し、確認を行う。	平成28年3月31日	平成26年12月12日に各センター、館の家に依頼。同月19日までに全施設の状態を確認。	改善済み

(平成25年度) 外 部 監 査 改 善 措 置 票

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
58	チャージャーがんじゅう課	142	意見	(那覇市シルバーワークプログラム 利用状況について) シルバー人材センターとしての運用面では利用者である会員の満足度調査を行い、会員の声を耳を傾け減少傾向にある会員数を増やすよう努力すべきである。	H26年度	要	指定管理者に対し、改善をするよう文書等の指導を行い、確認する。	平成27年3月31日	H27年1月に会員対象へ満足度アンケートを実施。要望等を把握し改善するよう指導した。今年度も改善のためアンケート実施予定。	改善済み
59	子育て応援課	155	意見	(那覇市母子生活支援センターさくらについて) 指定管理者の行う着草から生じた会割については、そもそも対象施設の「さくら」の活動において、直接、変更するサービスの実現に活用されることが理想である。当センターの事業で生じた余剰金を効率的に活用するなど、継続的な取り組みが望まれる。	H26年度	要	平成26年度中に、入所者支援ソフトの導入や居室の電気メーター分割工事、職員及び給与の増など、施設整備の整備・職員体制の充実を図り、利用者の支援に繋がるよう、指定管理者と協議し、効率的な活用に取り組む。	平成27年3月31日	電気メーター分割工事を行い、入所者支援ソフトを導入。また、平成27年3月26日には倉庫を拡張するなど、入所者の支援体制の整備を行った。	改善済み
60	子育て応援課	156	意見	(那覇市母子福祉センターについて) 母子福祉センターの指定管理料の設計を行う必要がある。	H26年度	要	事業の改善を図るよう指定管理者と協議し、次の指定管理料の設計を行う。	平成28年4月1日	指定管理者とのモニタリング等、協議を行い、新たな課風や他事業との連携などで事業の見直しを図った。指定管理料の設計については、H27年度に内容の見直しを行う中で指定管理料の設計を行う。	改善取組中
62	こども政策課	163	意見	(那覇市若狭児童館 指定管理者の選定について) 選定委員会においては、あくまで評価内容が公開されることを前提に、市議会の審議や、市の監査に際する体制を堅持していただきたい。	H26年度	要	「指定管理者制度に関する運用指針」を参考に公表様式を見直し、選定委員会において各委員への説明文は了解を得たうえで公表するよう改善したい。	平成27年3月31日	「指定管理者制度に関する運用指針」に関連する参考様式集で示された公表様式で、選定結果を公表した。	改善済み
63	こども政策課	163	意見	(那覇市古波蔵児童館 決算書の作成や利用者の監査などについて) 管理運営に関する基本協定書や業務仕様書により、実態報告書や収支報告書は会計年度終了後30日以内の提出が定められており、これを順守することが望ましい。しかし、年度末の繁忙や決算スケジュールにより、期限内に決算を確定することがあまりに困難である場合、協定書による提出期限に緩衝措置を講じることも必要であると思われる。	H26年度	要	指定管理者へ状況を確認し、必要であれば緩衝措置を講じたい。	平成27年3月31日	会計年度終了後30日以内の提出期限に、さらに30日の猶予期間を設けて提出を依頼した。	改善済み
64	こども政策課	163	意見	(那覇市若狭児童館 決算書の作成や利用者の監査などについて) 現金や備品は、指定管理者の行う他の事業の現金や市の貸与する備品と区分して管理し、整理することが求められるため、これを確実に履行する必要がある。	H26年度	要	指定管理者へ文書にて改善を求めた。今年度中に帳簿や台帳を整備する予定。	平成27年3月31日	平成26年度中の確認はできなかったが、事業報告書の提出により取次や備品の整理がなされたことが確認された。	改善済み
65	こども政策課	163	意見	(那覇市古波蔵児童館 決算書の作成や利用者の監査などについて) 利用者の満足度調査については、基本協定書の内容にいたがい、着実に実行することが求められる。	H26年度	要	前年度は施設老朽化のための移転作業等に追われ、滞り行っている時期を過ぎているので、今年度は確実に実行するよう指導した。夏休みの行事が終った後10月までには実施し、今年度中に所管課へ報告予定である。	平成27年3月31日	平成26年10月に実施済み。事業報告書の提出で内容確認。	改善済み

		外 部 監 査 改 善 措 置 票			票					
ID	所管部署	頁番号	指画区分	指画事項又は意見の内容 (平成25年度)	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
67	都市計画課	107	意見	(2)現在の指定管理料の中には、施設の清掃費などが含まれており、この清掃費を受け取った施設清掃担当者が、その一部を自治会に寄付していた。 このような指定管理料の算定基礎は妥当ではなく、実際の清掃業務時間や適正な時間単価に見合う人件費とすべきである。また、寄付行為は本人の意思であるにせよ、現地視察時において、清掃担当者が寄付しているという実態も明らかになったことから、改善する余地があると思われる。	H26年度	要	(2)指定管理料の算定については、見直し、改善する。	平成27年4月1日	指定管理料における人件費の算定については、作業時間や労働単価等を考慮し、見直しを行った。H27年度より見直しを行った指定管理料で協定を結んでいる。	改善済み
68	花とみどり課	171	意見	(那覇市緑化センター 収支の状況について) 飲食店の施設使用料については、固定部分のほか、一部部門の収支に応じた変動使用料の設定ができるようにすることが望ましい。	H26年度	要	飲食店の施設使用料については、当該管理期間が平成27年度までの取崩期間であり、平成28年度の新契約に合わせて検討し方針を決める。	平成28年度	平成27年度の公算に向け、飲食店収入の検討に関わる資料や情報収集を行った。	改善取組中
69	公園管理課	178	意見	(那覇市波の上ビーチ広場 波の上ビーチ広場に係る収支の状況について) 波の上ビーチ広場における自主事業は、なかば運営的であり、一般事業の収支の穴埋めとして機能している状態にあるものと考えられる。一般事業自体の収支の改善が望まれるところである。	H26年度	要	一般事業及び自主事業における収支について精査、検証し改善策を検討する。また、波の上ビーチ広場施設を改善して、施設利用者の増やす等により一般事業の収支改善を図る。	平成28年3月31日	・平成26年度の指定管理料の更新から、改正された資料に則り指定管理料を算定し、一般事業と自主事業の収支を算定している。 ・ビーチ広場施設の改修は平成27年度中に行う	改善取組中
70	公園管理課	179	意見	(那覇市波の上ビーチ広場) 一般事業のうちビーチの閉鎖期には人工池の貯水をやめる。人口池のものを乾燥し使用途への転用を図るなど、洗浄の機会を減らす方法を検討する余地がある。	H26年度	要	人工池の閉鎖期については、平成26年度中に広場利用者からの申請や地域住民からの意見を聴き、他用途へ転用することの必要性も含め検討していきたい。	平成28年3月31日	平成26年度のアンケート調査結果より、池の清浄度について「良い」と「普通」と回答した人は合計で約9割となったことから、市民に親しまれている池と釣りしたため清掃を怠らざることをとした。 また、人口池の清浄度を増やすことにより、洗浄の機会を減らす。	改善済み
71	公園管理課	179	意見	(那覇市波の上ビーチ広場 指定管理業務の効率性について) 波の上ビーチ広場と波の上ビーチの管理業務の質や効率性を改善するために、同様の管理を一体的に行う方法を検討する必要がある。	H26年度	要	平成26年度から、那覇港管理組合と協議を行い「波の上ビーチ広場」と「波の上ビーチ」の管理を一体的に行えるかどうかを含めて考え方をまとめる。	平成27年3月31日	那覇港管理組合と検討を重ねた結果、他の公共団体が所有する施設を含めて、一体的に指定管理管理を行わせることは困難である。しかしながら、管理業務の質や効率性を改善するために、「波の上ビーチ」と「波の上ビーチ広場」の連携協力に関する協定書を平成27年3月に締結し連携して管理を行う。	改善済み
73	青少年育成課	188	意見	(那覇市立跡の家みんみん 施設の維持管理等について) タンク結替管理費用との費用対効果を検討した上で、直結水道工事の要否につき検討する必要がある。	H26年度	要	ここ数年、県内のダム人工事普及による水事情の好転により貯水の確保がなくなってきたり、非臨時にも飲料水やシャワーに活用できるための水を保有するタンクを撤去して良いものかどうか、判断するには検討を要する。 また、タンクが地下に設置されているため、水を吸い上げるポンプが、停電時や故障時に稼働しなくなってしまう。水道が使用できなくなると、緊急時にも加味しながら、直結水道工事の要否について慎重に検討したい。	平成29年度末	■平成26年度 ・水タンク維持の要否についての検討 ・指定管理料との調整、対費用効果についての検証 みんみんの水タンクは容量が大きく、大量の飲料水を備蓄することができ、また、非臨時にも飲料水も完備していることから、非常用電源を確保し、災害時避難に水タンクの水を有効に利用することと、災害時避難にタンクの水を活用することも可能であると考える。一旦タンクを撤去してしまおうと考えることが容易ではないことから、当面は直結水道工事を行わず、水タンクについては現状を維持し使用を続けることとした。 本件については、指定管理者と共に協議・検討して得た結論である。	改善済み

(平成25年度)										
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	外 部 監 査 改 善 措 置 票		処理区分	
							改善計画又は改善が不要な理由	実施期限		
119	商工農水課	284	意見	(泊船揚場施設、壺川漁港代船揚場施設 管理状況について) 自署しつつ活動の少ない「佐ばかり」の組合員は少ないものど理解しているが、正式漁連の開設の際には、既に着席ある漁業者が低価格に見舞われることのないよう、利用料免除の取組である、水産業の振興に努めていただきたい。	H26年度	要	減価償却の額は、漁協に対して漁船に漁船及び組合員を把握するよう指導する。壺川漁港代船揚場施設は、既存の壺川漁港が一般国道329号線改良工事による移転となったため、新たに漁港が整備されるまでの間の代船費となっており、漁港へ行くには明治橋下を通り通しなければならない。多くは小型船となっており、新たな整備後は漁船の大型化が見込まれ、漁獲量の増加により水産業の振興に寄与することが期待できる。	平成27年9月31日	利用料免除申請手続きに際し、漁船には現況に沿った適正な申請を行うよう指導した。(平成27年1月)また、免除申請の審査時には、申請名簿を前回の名簿と比較し誤差がある場合は漁協に確認を行い適正な事務執行に努めた。	改善済み
120	なはまちなか振興課	287	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 施設の老朽化について) 熊鷹等による人身事故がおきないよう、専門家による検査を受け、早急に、改修等の対策をとり当分の間の安全性を確保すべきである。	H26年度	要	老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつ、敷しり財政状況を勘案し、部としての優先順位をつけて施設の老朽化の現状を把握し、修繕箇所について優先度を付けて修繕を実施すると共に、建替えも視野に入れながら、安全性の確保に向け早急に取り組む。	平成27年9月31日	平成26年度9月議会で予算措置し、通商部、吹き抜け、階段部分に落下防止ネットを設置した。	改善済み
121	なはまちなか振興課	287	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 使用料・電気水道料金の滞納について) 未収金が滞納化しないよう債権管理が必要である。また、滞納者に対しては、滞納整理を速に行い、他の使用者との公平性の点から、遅延の効率的な運用の点から納入増加の点から速時、厳格に対処すべきである。	H26年度	要	徴収方法を整理し、後収関連業務の整備改善、使用料及び電気水道料金の滞納化の防止を図る。また、滞納者に対しては、滞納整理を速に行い、他の使用者との公平性の点から、遅延の効率的な運用の点から納入増加の点から速時、厳格に対処すべきである。	平成27年9月31日	関係業務をグループ員で分担し、徴収強化に取り組んだ。滞納整理業務の見直しを実施した。新たな管理システムを導入し、効率的な情報収集等が可能になった。	改善済み
122	なはまちなか振興課	291	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 施設利用状況について) 空期間があるのは何故か野集要件等を含めアンケート等により原因を究明し、対策をたてるべきである。	H26年度	要	利用状況、他自治体の取組み及びアンケート調査を実施し、調査結果を踏まえ小規模利用に関する要領を整備する。	平成27年9月31日	アンケート調査に替えて、各市場の代表者との定期的なミーティングを実施し、集約等を把握した。販売品目の見直し等の公設市場管理に関する要領の見直しを実施した。	改善済み
123	なはまちなか振興課	293	意見	(第一牧志公設市場、牧志公設市場 財政状況について) 現状において、指定管理者制度を導入し、その効果を確かめてみるのもよいのではないかと思われる。	H26年度 H27年度	要	第一牧志公設市場等整備事業にて運用形態の検討を行う予定となっており、その中で、現状での指定管理者制度導入の可能性を検討する。	平成28年9月31日	公設市場を基本とし、引き続き管理運営手法について検討を進める。	改善取組中
124	なはまちなか振興課	297	意見	(なはま商人塾 施設の利用状況について) なはま商人塾という求道場にもかわらせず、経営に際する研修等、相談等の事業は行われていない。当該施設の有効活用について、市民ニーズを把握し、事業の再検討を行う必要があると思われる。	H26年度 H27年度	要	商人塾の活用方法について、周辺商店街や利用者へのニーズ調査を行い、有効活用に向けた事業の再検討をする。	平成27年9月31日	商人塾のあり方について検討中。	改善取組中
125	なはまちなか振興課	298	意見	(なはま商人塾 指定管理者制度の導入について) なはま商人塾は、指定管理者制度の導入により、有効に活用されていない。原因を分析したうえで、市民ニーズを把握し、市民サービス向上のために指定管理者制度の導入も検討すべきである。	H26年度 H27年度	要	商人塾の有効活用について、事業再検討をすると共に、指定管理者制度の導入についても検討する。	平成27年9月31日	商人塾のあり方について検討中。	改善取組中

外 部 監 査 改 善 措 置 票

(平成25年度)

ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施日及び実施内容	処理区分
130	生涯学習課	306	意見	<p>（那覇市立公民館 指定管理者制度導入について） 指定管理者制度を導入し、施設管理主体を民間事業者、NPO法人等に広く開放することにより、民間事業者の活力を生かした住民サービスの向上、施設管理における経費の節減を図るべきである。</p>	H26年度	要	<p>若狭公民館及び那覇多川公民館において、平成27年度から指定管理者制度を導入する予定である。平成27年度から平成29年度までの3年間に、指定管理者による管理運営の実績を踏まえ、中央公民館を除く他の公民館への制度導入について検討を行う。</p>	<p>●指定管理者制度導入については、平成27年度 ●導入後の比較検討については、平成30年度</p>	<p>平成27年度から若狭公民館と那覇多川公民館は指定管理者制度を導入した。管理運営を指定管理者制度となる。住民サービスの向上については実績を踏まえて検証する。</p>	改善取組中
131	生涯学習課	307	意見	<p>（那覇市立図書館 施設の状態について） 公共の建物で、不特定多数の者が利用する施設であり、建物の耐久力検査、耐震検査により、建物の状態を把握し、安全の確保が必要である。また、建物内には、重要な文書等も存在することから、重要文書の安全管理上も建物の定期的検査による安全確保は必要である。</p>	H27年度	要	<p>指定管理者制度を導入した若狭公民館と那覇多川について利用アンケートやモニタリングを活用して、住民サービスの向上につなげられているか検証する。</p>	平成30年度	—	改善取組中
133	生涯学習課	310	意見	<p>（那覇市立図書館 指定管理者制度導入について） 全面的には指定管理者制度を導入している図書館が増えている中、那覇市の志向する図書館の役割、住民サービスの向上、コスト削減、指定管理者制度導入後の場合のメリット、デメリットを再検討し、導入の可否を決定すべきである。</p>	H26年度	要	<p>老朽化が指摘されている施設の安全面を確保しつつつながら順次対応する。 中央図書館・公民館を除く6館は昭和56年以降に建設されており、建築基準法改正後の新耐震基準を満たしている。また、建物の安全を確保するため、これまでも必要に応じて修繕は実施しており、市の公共建築物における定期点検の方針に合わせ、今後定期点検の実施を予定している。</p>	—	<p>建物管理者による日報による点検を継続して行う。建築基準法上の定期点検は、全庁的に建築指導課が取りまとめることを行うことになる。</p>	改善取組中
135	環境保全課	317	意見	<p>（那覇市緑名公園 那覇市緑名公園付属納骨堂 指定管理者制度について） 基本方針を踏まえ、市の取組みが進められていくが、整備が遅らわれていく中で、公園全体の一体管理が可能となった段階で指定管理者制度導入の可否について検討する必要がある。</p>	H27年度	要	<p>那覇市生涯学習推進計画において、「2017（平成29）年10月から那覇多川図書館に指定管理者制度を導入することを検討します」と定めており、平成27年度に指定管理者制度導入の可否について検討を行う。</p>	平成27年度	平成27年度に検討する方向性を確認した。	改善取組中
					H27年度	要	<p>那覇市立図書館の指定管理者導入について指定管理者制度導入の検討委員会にて検討する。</p>	平成27年度	—	改善取組中
					H26年度	要	<p>当該は現在、公園内の墓地区画、南納骨堂、無縁溝香灰安置所、及び今年4/11に供用開始した市民共同墓場、園内通路、及び緑地の管理を受けける方向で調整している。更に、区画整理種所管の保安設備の管理について、多額の経費がかかる。それら園内の各施設が後継者から管理運営上の課題解決の見通しがついた段階で指定管理者制度導入の可否について検討する。なお、各施設の移管の時期、老朽化した、単独材料が建て替えの時期等不確定要素が多いため、単独材料がそろった段階で総合的に検討したい。</p>	平成30年度末	<p>緑名公園内の公園管理種所管の多目的広場、園内通路、及び緑地の所管換えについて公園管理課と協議した。区画整理種所管の保安設備の管理が5650柱以上あるため、改修の目的が立った時点で所管換えの協議を行うこととした。老朽化している南納骨堂については、新規募集を停止することを検討した。</p>	改善取組中
					H27年度	要	<p>公園管理課から緑名公園内多目的広場、園内通路、及び緑地の移管を受ける。 施設の老朽化のため南納骨堂の新規募集を停止する。</p>	平成30年度末	—	改善取組中

外 部 監 査 指 票										
(平成25年度)										
ID	所管部署	頁番号	指摘区分	指摘事項又は意見の内容	年度	改善の必要性	改善計画又は改善が不要な理由	実施期限	実施内容及び実施内容	処理区分
136	公園管理課	331	意見	(那覇市公園について) 公園については、設置費用と維持管理費用がどの程度市民の福祉向上に貢献しているのかについても市民に説明する必要がある。	H26年度	要	公園が公共の福祉にどのような形で貢献しているかについては、テニス利用者などの施設利用者数や公園の効果等をホームページ等で公表していく。	平成27年3月31日	公園は子供からお年寄りまで幅広く多くの方々へ、スポーツや自然とのふれあいを通じて心身ともに豊か人間形成に寄与し、コミュニティ活動の場として親睦形成に寄与し、また、災害時の被害の緩和や避難場所としての機能、生物の生息空間など多くの機能を有するとともに、市内におけるヒートアイランド現象の緩和も担っています。 公園施設の利用状況については、テニスコートの年間利用者数は平成26年度で約14万人、年間平均稼働率は約31%、多目的広場の年間利用者数は約6万人で稼働率は約20%となっています。また、土日における稼働率はテニスコートで約80%、多目的広場では約60%と高い割合で市民に活用されています。また、グラウンドゴルフにおいては、プレー可能な14公園で年間利用者数が約8万人おり、スポーツレジャーシーズンの場として広く市民に活用されております。 なお、H25年度、H26年度の有料公園施設(テニスコート、多目的広場)の利用者数を公園管理課HP上で公表しています。	改善済み
137	公園管理課	331	意見	(那覇市公園の指定管理者制度導入について) 大規模公園のみ指定管理者導入を図るとか、あるいは、地域ごとに公園を一括して導入するなど、他自治体の事例も参考にしながら、指定管理者制度導入の可否を検討する必要がある。	H26年度	要	公園の指定管理者制度の導入については、他自治体の事例も参考にし、導入の可否について、考え方をまとめていく。 平成27年度に新設する(仮称)松山公園連携施設においては、既存施設である福州園を含めた指定管理について、平成27年度末の新規導入を図る。	平成28年3月31日	他自治体の公園管理については公園を一括して指定管理制度を導入している事例もあります。同様な指定管理制度を導入する場合は、同様な事例については、同様な事例の事例調査を市が可能な範囲で実施し、他自治体の事例調査を行った。 なお、現在は福州園及び松山公園駐車場、松山公園連携施設を一体的に管理するための指定管理委託に向けた募集を開始し、平成28年4月1日のスタートを予定しています。	改善取組中
139	上下水道局	340	意見	(水道施設、下水道施設、北方公営企業会計制度の改正について) 会計基準の見直しは、原則として、平成26年度の事業年度(予算)から適用されることとなっており、那覇市においても対応に向けて作業が行われているが、これらの改正に伴う影響も含め、市民への十分な情報開示が必要である。	H27年度	要	指定管理制度を導入について、調査結果をもとに考え方をまとめていく。	平成28年3月31日	平成27年3月に会計基準の見直しに関する資料を作成しホームページに掲載した。	改善取組中
					H26年度	要	平成26年度の予算及び決算から適用される会計基準の見直しによって、従来、資本に計上されていた企業債や補助金などが、新たな会計基準では負債に計上されることとなります。 会計基準が大きく変わったことにより、地方公営企業の経営実態は変わりますが、企業の成績表である財務諸表の表示が、従来の会計基準のものとは大きく変わります。 会計基準の見直しによる影響等について、ホームページや広報誌を活用し、市民への情報開示に努めます。	平成26年度中		改善済み